

# ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

2020年4月1日現在

## 第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、はんしんインターネットバンキングサービスの利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード(以下、「ワンタイムパスワード」といいます。)を用いることにより、お客さま本人の認証を行うサービスをいいます。

## 第2条 利用資格

本サービスの利用者は、はんしんインターネットバンキングサービスを契約のお客さまに限るものとします。

## 第3条 利用申込および利用開始

### 1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能(以下、「トークン」といいます。)が必要となります。トークンは「ソフトウェアトークン」を利用するものとします。

### 2. ソフトウェアトークン

当金庫が推奨する生成アプリケーション(以下、「アプリ」といいます。)を利用する方式をいい、お客さまはアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末(以下「端末」といいます。)にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

### 3. 利用申込および利用開始

お客さまは、本サービスを利用する端末にアプリを予めダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID(利用者番号)」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」「確認用パスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。入力された「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」および「確認用パスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客さまからの利用開始の依頼とみなします。

### 4. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客さまと当金庫との間の契約(以下「本契約」といいます)は、前項の定めによる当金庫所定のお客さまの手續に基づき、当金庫が当該手續きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客さまにおいて本サービスの利用が可能となります。

## 第4条 本サービスの利用

1. 本サービスの利用開始後は、はんしんインターネットバンキングサービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID(利用者番号)およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客さまは契約者ID(利用者番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID(利用者番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID(利用者番号)、お客さまが登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客さまからの取引の依頼とみなします。

2. 前項にかかわらず、契約者ID(利用者番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて確認用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前項の認証のほか、当金庫が確認用パスワードを確認し、当金庫が認識した確認用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客さまからの取引の依頼とみなします。

## 第5条 トークンの有効期限

1. ソフトウェアトークンの利用期限はありません。

2. 前項にかかわらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客さまが使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。

この場合、お客さまは責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとします。

## 第6条 トークンの紛失および盗難

1. お客さまは、ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出のものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。

2. 前項の場合、お客さまは、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンの再発行手続を行います。

3. 第2項によりトークンの再発行を行った場合には、お客さまは第3条の利用開始登録を行うものとします。

## 第7条 利用料

1. 本サービス利用料は、無料とします。

2. 当金庫は本サービス利用料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

## 第8条 免責事項等

1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客さまの責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客さまに損害が生じた場合については、当金庫は一切責任を負いません。

2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客さまは、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客さまに損害が生じた場合については、当金庫は一切責任を負いません。

3. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客さまに対する本サービスの利用を停止します。お客さまが本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届出のものとします。

4. ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切責任を負いません。

## 第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。なお、お客さまからの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
2. お客さまが当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
3. お客さまが当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。
4. 本条1項から3項の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

## 第10条 譲渡・質入等の禁止等

お客さまはソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

## 第11条 規定等の適用

本契約に定めのない事項については、はんしんインターネットバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

## 第12条 規定の変更等

1. この規定の各条項は、前項に定める場合を含め、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上